附　則

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条及び同法第三条第一項の規定により読み替えて適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改める。

第八条第一項第一号中「及び」を「、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び」に改め、同条第二項第二号中「、株式会社日本政策金融公庫」の下に「、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、同号ニ中「政府系金融機関（」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び」を加え、同条第四項中「とする」を「及び株式会社日本政策投資銀行とする」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（印紙税の特例に関する経過措置）

2　改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第八条の規定の適用により印紙税を課さないこととされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条第一項又は第二項に規定する消費貸借契約書（独立行政法人中小企業基盤整備機構又は株式会社日本政策投資銀行が行う金銭の貸付けに係るものに限る。）で同法の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間に作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

3　前項の規定の適用がある場合における同項に規定する過誤納金に係る印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第十四条第二項の規定の適用については、同項中「際」とあるのは「際、当該税務署長に」と、「当該税務署長に提示し」とあるのは「提示し、又は当該過誤納となった事実を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）に規定する公的貸付機関等又は同条第二項に規定する金融機関が証明した書類を提出し」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令の一部改正

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二　連結納税義務者（第十四条の六―第十四条の九）」を「第二章　法人課税信託（第十四条の十）」に、「第二章　法人課税信託（第十四条の十一）」を「第十四条の七」に、「・第二十四条の二」を「―第二十四条の三」に、「第五目　連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第百二十二条の十二・第百二十二条の十三）」を「第五目　完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第百二十二条の十二）」に、「第百二十二条の十五」を「第百二十二条の十三」に、「第四款　各事業年度の所得の金額の計算の細目」を

「第三款の五　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第百三十一条の十）
第一目　損益通算及び欠損金の通算（第百三十一条の十―第百三十一条の十一）
第二目　損益通算及び欠損金の通算のための承認（第百三十一条の十一―第百三十一条の十九）
第三目　資産の時価評価等（第百三十一条の十五―第百三十一条の十九）
第四款　各事業年度の所得の金額の計算の細目」

を

「第一章の二　各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第百五十五条―第百五十五条の六）
第一節　各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第百五十五条―第百五十五条の十一の二）
第二節　税額の計算（第百五十五条の十二の二）
第一款　税額控除（第百五十五条の十三―第百五十五条の十六）
第二款　連結法人税の個別帰属額の計算（第百五十五条の十七―第百五十五条の二十二）
第三款　個別帰属額等の計算の細目（第百五十五条の二十三―第百五十五条の二十五の二）
第四款　繰越欠損金（第百五十五条の二十六―第百五十五条の四十三―第百五十五条の四十六）
第五款　外国税額（第百五十五条の四十七―第百五十六条の二―第百七十二条）
第六款　雑則（第百五十五条の二十二）
第二章　退職年金等積立金に対する法人税（第百五十五条の二十三）」

を「第二章　退職年金等積立金に対する法人税（第百七十二条）」に改める。